

## 2016年度東京都予算編成に対する重点要望

2015年12月17日

日本共産党東京都議会議員団

### <1> 格差の是正へ、くらし・雇用への支援を強化する

(消費税増税の中止、社会保障財源の確保)

- 1、消費税の10%への増税は中止し、大企業や富裕層に適正な負担を求めることで社会保障財源を確保するよう、国に求めること。

(労働法制改悪の中止)

- 2、「限定正社員制度」や「残業代ゼロ制度」の導入など、労働法制のさらなる改悪はやめるよう、国に求めること。

(ディーセント・ワークの推進)

- 3、非正規労働者を増やす政策から、正規労働者を雇用の中心にすえ、人間らしい働きがいのある仕事(ディーセント・ワーク)をひろげる政策への転換を国に求めるとともに、都として「ディーセント・ワーク推進本部」を設置し、強力な取り組みを推進すること。非正規雇用の正規化を進める中小企業への助成など、支援を大幅に拡充すること。

(最低賃金の引き上げ)

- 4、都独自に、都内企業労働者の最低賃金を時給1000円以上にする「東京ルール」や、非正規労働者と正規労働者の格差是正など、人間らしく働き、生活できる雇用環境確保対策を実施すること。そのために負担が増加する中小企業への支援策を、あわせて実施すること。

(ブラック企業、ブラックバイト対策の強化)

- 5、事業者に対し、労働関係法令の遵守、およびセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどは人権侵害であることを周知・徹底するなど、都としてブラック企業、ブラックバイト対策を強化すること。

(入札契約制度の改善、公契約条例の制定)

- 6、都の入札契約制度の改善や、公契約条例の制定などにより、都が発注した工事や委託事業にかかわる非正規労働者の正規化と、賃金などの待遇改善を促進すること。都の非常勤職、臨時職の正規化と待遇改善にむけ、都が率先して行動すること。非正規職員の無期雇用への転換を進めること。

(職業訓練の拡充)

- 7、高校中退者、非正規雇用者、非就業者を正規雇用につなげる職業訓練や、福祉、建設など人材不足が深刻な分野の職業訓練の規模と内容を、大幅に拡充すること。都として職業能力開発大学校、短期大学校の設置を検討すること。

(国保料の負担軽減)

8、国民健康保険料(税)の重い負担を軽減するため、区市町村への財政支援を行うこと。国に対し、国民健康保険への国庫負担を抜本的に増額するとともに、広域化をやめるよう求めること。

(無料低額診療事業の推進)

9、無料低額診療事業を実施する医療機関への支援を行い、実施医療機関を増やすとともに、都立病院、公社病院で無料低額診療事業を実施すること。薬局でも実施できるよう助成を行うこと。

(生活保護、低所得者支援の拡充)

10、引き下げられた生活扶助、住宅扶助基準および冬季加算を元に戻すとともに、老齢加算を再開するよう国に求めること。健全育成事業の対象を高校生までひろげるなど、都加算援護を拡充すること。生計困難者をはじめ低所得者への支援を拡充強化すること。住まいの確保への支援と相談・見守り等の生活支援を一体に行う民間団体への支援を行うこと。

## <2> 都用地等の活用による福祉施設整備を促進し、福祉人材確保の対策を強化する

(都用地等の活用による福祉インフラ整備の推進)

11、都用地等を活用した福祉インフラ整備を促進し、都営住宅・公社住宅の建て替え等により創出される用地の提供、公営企業、監理団体の保有する未利用地の活用を強化すること。庁内の調整を行い、区市町村との相談窓口の機能を持ち、都用地等の福祉施設整備への提供を進める権限をもつ都用地等活用推進チームを設置すること。

(福祉人材の賃金の引き上げ)

12、保育士をはじめ福祉・介護人材の賃金の大幅な引き上げを、国に求めるとともに、都として独自助成をふくむ対策を実施すること。保育士等キャリアアップ補助、民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ改善・拡充・増額すること。

(福祉人材の増配置、確保対策の強化)

13、保育士をはじめ福祉・介護人材の職員配置の抜本的な改善を、国に求めるとともに、都独自加配を拡充すること。都として、介護職員に対する宿舍借り上げ支援、保育士試験受験者への支援、保育士養成施設が行う就職促進の取り組みへの支援を実施するとともに、福祉人材バンクを設置すること。

## <3> 少子化克服、子どもの貧困のない東京へ、総合的対策を拡充する

(待機児童解消、保育園の増設と質の充実)

14、長期ビジョンで示された4年間で4万人分の保育サービスは、待機児ゼロにむけ認可保育所を中心に整備すること。公立保育園の新設、増改築への整備費補助を行うこと。地域開放型の事業所内保育所の整備を進めること。民間企業が運営する認可保育園および認証保育所について、指導、検査体制を拡充し、年一回は立ち入り調査を実施すること。

(子どもの貧困対策の推進)

15、子どもの貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を、都として策定すること。東京における子どもの貧困の実態調査を行うこと。子どもへの食事の提供、学習支援などを行う居場所の整備を支援すること。

(子どもの医療費助成の拡充)

16、子どもの医療費助成を18歳まで拡大すること。義務教育就学児医療費助成は、外来200円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ、所得制限を撤廃または少なくとも緩和すること。

(社会的養護の充実)

17、ファミリーホーム・グループホームの設置促進、養育家庭への支援の強化を図るとともに、児童養護施設等退所後の自立支援を拡充すること。児童相談所、一時保護所を増設し、体制強化を進めること。

#### <4> 高齢者福祉を拡充し、「地域包括ケア」を整備する

(「地域包括ケア」の整備)

18、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援などが一体となった「地域包括ケア」の整備を、都政の重点課題として進めること。多摩ニュータウン、都営住宅・公社住宅等の大規模団地を活用した「地域包括ケア」整備を図ること。地域包括支援センターの機能強化を進めること。

(特別養護老人ホーム等の整備促進、支援の充実)

19、特別養護老人ホーム、老人保健施設をはじめとした介護施設、小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能施設など地域密着型サービス、認知症高齢者グループホームの整備費、運営費への補助を拡充し、大幅に増設すること。小規模多機能施設の宿泊料、認知症高齢者グループホームの家賃等への助成を実施するなど、利用者負担の軽減を図ること。

(高齢者の医療費負担軽減、後期高齢者医療保険料の値上げ抑制)

20、高齢者の医療費負担軽減を国に求めるとともに、都として高齢者の医療費助成を実施すること。高齢者の訪問看護利用料や在宅医療費、入院費用への助成を実施すること。後期高齢者医療保険料の値上げを抑えるため、都として財政支援を行うこと。

(介護保険料の負担軽減)

21、介護保険への国庫負担を拡充し、介護サービスの充実と介護保険料の抑制を進めるよう、国に求めること。介護保険料の負担を軽減するため、区市町村への財政支援を行うこと。

(シルバーパスの拡充)

22、シルバーパスは、現在の20,510円パスの対象者に対し所得に応じて3千円、5千円のパスを発行するなど、費用負担の軽減を図ること。多摩都市モノレール、東京メトロ、都県境を超えるバス路線などにも適用すること。

(高齢者の住まいの整備)

23、サービス付き高齢者むけ住宅の整備を促進するとともに、低所得者も入居できるよう、家賃負担軽減助成を拡充すること。シルバーピアをはじめ、低家賃の高齢者住宅の大幅増設を進めること。

(認知症対策の拡充)

24、認知症疾患医療センターを増設し、地域拠点型の病院のアウトリーチへの支援を拡充するとともに、区市町村の初期集中支援チームの実施をひろげるために支援すること。在宅生活継続を支援するための調査・研究を行うとともに、軽度認知症MCIの早期発見・早期治療に取り組むこと。多摩地域に認知症支援推進センターを設置すること。

## <5> 都民の健康・いのちを守る、保健・医療・看護の充実を進める

(地域医療整備の推進)

25、地域医療構想の策定にあたっては、国の医療費削減路線に従うのではなく、すべての都民が十分な医療を受けられるよう病床の確保、増床を進めるとともに、医療の地域格差を解消するものとする。地域医療構想にもとづき地域で不足する医療機能等の充足にむけて、医療機関開設準備経費、医療施設開設後の運営費の支援などを実施すること。

(医師確保対策の強化)

26、小児科、周産期医療、救急医療などの医師の養成、確保対策を強化すること。東京医師アカデミーにおいて、総合診療能力を有する医師、災害医療に対応できる人材を育成すること。東京医師アカデミーの修了生に対し、多摩地域をはじめ医師が不足する地域の公的病院への就業を支援すること。

(看護師確保対策の強化)

27、都立看護専門学校の拡充をはじめ、看護師の養成、定着、再就職への支援を拡充強化すること。経験豊富な看護職員が、定年後も看護職員として再就業できるよう支援すること。看護師による医療福祉サービスの創業支援を行うこと。

(救急医療の拡充)

28、救急搬送時間の大幅な短縮にむけ、救急車の台数を増やすとともに、増車に見合う救急隊員の増員を行うこと。救急医療機関における救急搬送患者の受け入れ体制を強化すること。区部東部地域をはじめ高度救命救急センターを増設すること。

(災害医療の拡充)

29、医療機関の耐震化を促進するため、耐震計画作成等への支援を行うとともに、東京都災害時医療救護活動・在宅支援センターの機能確保に必要な経費を支援すること。大規模災害時に精神科医療および精神保健活動の支援を行う「こころのケアチーム」を整備すること。災害拠点病院の災害対策への支援を行うこと。

(訪問看護ステーションへの支援の強化)

30、訪問看護ステーションの量・質の拡充にむけた支援を強化するとともに、機能強化型訪問看護ステーションの設置を促進すること。訪問看護未経験の看護職を雇用し育成する訪問看護ステーションに対し教育体制整備への支援を行うこと。

(歯科口腔保健医療の拡充)

31、歯科口腔保健推進条例を制定すること。「東京都歯科保健目標」を歯科口腔保健推進法に基づく「総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項」として位置づけて改定するとともに、歯科口腔保健支援センターを設置すること。歯科衛生士の養成・離職防止・復職支援などの対策を拡充するとともに、歯科衛生士養成校生徒への修学資金貸与制度を実施すること。在宅における歯科医療と医療・介護の連携促進への支援を行うこと。

(がん対策の拡充)

32、がん検診の無料化を維持・拡大する区市町村への財政支援を行うなど、検診の受診率を抜本的に引き上げる対策を実施すること。小児がんの地域連携を推進するとともに、都立病院に、がん医療等の手術支援ロボットを導入すること。

(受動喫煙防止対策の充実)

33、受動喫煙防止条例をすみやかに制定し、受動喫煙による健康被害防止対策を抜本的に強化すること。禁煙等を実施する飲食店への支援等を行うこと。

(小児医療、周産期医療、児童精神科医療の拡充)

34、多摩地域および区部の小児医療、周産期医療を拡充し、不足がいちじるしい多摩地域のNICU増設を促進すること。子どもの心のケアへの支援、発達障害児等の早期発見・早期支援を進めるため、都内の二次医療圏ごとに児童精神科拠点病院を設置するため支援事業を実施すること。

(都立病院等の拡充)

35、都立病院は直営を堅持し、拡充すること。経営形態のあり方の検討は中止すること。都立病院、公社病院の医師、看護師、薬剤師等を大幅に増やし、待遇改善と医療・看護体制強化を図ること。多摩・島しょの公立病院・診療所への支援を拡充すること。島しょ地域の看護職員等医療従事者の確保、定着への支援を実施すること。

(多摩地域の監察医療体制強化)

36、多摩地域の監察医療体制を強化し、大学病院と連携して研修を行うなど、多摩地域における検案医の確保および検案精度の向上を図ること。

## <6> 障害者・難病患者への支援、地域福祉を拡充する

(障害者差別解消法への対応)

37、障害者差別解消法の施行にともなう体制整備および普及啓発を行うこと。

(障害者福祉サービス基盤の整備促進)

38、通所施設やグループホーム、短期入所等の整備に対する特別助成を継続・拡充し、サービス基盤整備を促進するとともに、入所施設の整備を促進すること。障害者支援施設やグループホームにおける人材育成への支援を強化すること。障害者福祉サービス等と医療との連携強化を促進すること。高次脳機能障害児に対する支援を行うこと。

(経済的支援の強化)

39、障害者の医療費助成を拡充するとともに、福祉手当、重度障害者手当を拡充・増額すること。高齢者の新規申請を再開すること。精神障害者に対する福祉手当を実施すること。

(就労支援の強化)

40、障害者の就労支援を強化し、都庁において障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を増やし、一般企業等への就労を支援すること。都および監理団体の障害者雇用率を引き上げること。

(難病対策の拡充)

41、難病新法による対象疾患の拡大に対応して、ピア相談員体制をさらに強化するなど、難病相談・支援センターの機能を拡充すること。入院食事代、対象患者からはずされた「軽症」者の医療費自己負担など、新法にともなう負担増に対し、都として支援すること。

(福祉機器の利用促進)

42、ロボット介護機器・福祉用具の普及、活用促進にむけた支援を実施すること。都として「福祉機器開発・普及センター（テクノエイドセンター）」を設置し、介護機器や福祉用具、在宅用医療機器の研究、開発、普及、利用者の相談支援等を実施すること。

## <7> 次代の担い手として若者・学生への支援を強化する

(給付制奨学金の創設等)

43、都内の大学に通う学生への給付制奨学金制度を創設すること。授業料減免制度を含めた首都大学東京の学生支援の取り組みに対し、大学と協力し財政支援を行うこと。首都大学と協力し、学生向け給付制奨学金制度を創設し、都として財政支援を行うこと。

(家賃助成など住まいの支援)

44、若者への家賃助成制度を実施するとともに、低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備・提供すること。

(若者・学生の力の活用)

45、若者・学生の力を活用した団地再生、商店街振興、まちづくりなどの取り組みを進めること。

## < 8 > 中小企業、農林水産業への支援を拡充する

(中小企業・小規模企業振興基本条例の制定)

46、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することともに、中小企業、小規模企業者などによる「中小企業・小規模企業振興会議」を都として設置すること。東京都中小企業振興対策審議会条例で、知事の付属機関として設置し、知事の諮問に応じて中小企業振興対策の基本方針等を審議するとされている中小企業振興対策審議会を、早急に開くこと。

(悉皆調査の実施)

47、都内のすべての中小企業、個別商店の現状を把握する訪問による悉皆調査を、区市町村と共同して行い、都内全事業所台帳を整備するとともに、調査結果にもとづく支援策を具体化すること。

(ものづくりへの支援の充実)

48、高度な技術力をもつものづくり集積を維持、振興することを都政の重要な柱として位置づけて、まちづくり、福祉・医療、大学・学校との連携など全庁をあげて施策を拡充すること。産業集積地域への支援事業を大幅に増額し、集積地域ごとに、必要な人材を投入し、研究開発機関や実験施設を整備し、異業種との連携を支援すること。

(事業承継への支援の充実)

49、中小企業の事業承継・再生にむけ、信用金庫等の地域金融機関と都の連携を強め、中小企業支援機関の専門家などの協力をえて相談、支援を行うこと。中小企業診断士等の専門家、国、都区市などの各支援機関、地域金融機関等のスタッフによるキャラバン隊をつくり出張型ワンストップサービス事業を行うこと。

(I o T・インターネットとものづくりの融合への支援の推進)

50、様々な製品をインターネットと接続できる技術開発をはじめ、生産管理、販売後のメンテナンスなどにもネットワーク接続技術を生かし、オリジナルの自社製品やサービスの開発などできるよう、中小企業の人材育成を支援すること。大学、研究機関との連携へのコーディネート、事業化、製品化への支援など製品開発から販売にいたるまで一体に支援すること。

(直接支援の実施)

51、借り工場家賃、リース代など固定費の負担に対する直接支援にふみだすこと。大企業の拠出を求め、中小製造業者の休業補償を実施すること。収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子・長期貸し付けの「生活つなぎ資金」を創設すること。

(制度融資の拡充)

52、長期貸付、無利子ないし超低利、売上減少率の要件緩和など、中小企業が利用しやすい制度融資を創設すること。業績悪化している中小企業に対し、信用保証協会が借入額の100%を保証する制度融資を拡充すること。区や市の制度融資に、保証料補助、利子補給を行うこと。資金繰りがとくに困難な企業には、経営状況に応じて上乘せすること。個人保証なしの融資を拡充すること。

(商店街への支援の拡充)

53、地域・消費者に魅力ある商店街づくり、地域・消費者参加の商店街活性化に取り組む商店街や区市町村に対する支援事業を創設すること。「新・元気を出せ！商店街事業」を拡充すること。商店リフォーム事業を実施すること。

(買い物弱者支援の充実)

54、買物弱者支援事業を本格実施し、希望する全区市町村が実施できるようにすること。商店街支援はもちろん、福祉、まちづくり、地域交通などと連携した横断的取り組みを支援すること。

(中小建設業への支援の充実)

55、生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実と、中小建設業者の仕事確保、雇用拡大を図ること。公共工事の工事費を積算する労務単価の引き上げが、受注企業の技能労働者をはじめ中小建設業の現場労働者の賃金が改善されるよう、都として対策を講じること。

(都市農業への支援の充実)

56、都市農業を東京の基幹産業と位置づけ、都市農業振興にむけ、生産緑地の追加指定を推進するとともに、区市町村が買い取る場合への財政支援を行うこと。農業施設用地や屋敷林などの宅地並み課税の軽減を図ること。都市農地、遊休農地や、遊休農地状態にある土地について、生産緑地、防災など、まちづくりに欠かせない都市施設として維持できるようにすること。

(林業への支援の充実)

57、「フォレスター（森林管理官）」など森林・林業の専門家の育成、作業道（路網）整備に対する助成の実施をはじめ林業への支援を抜本的に拡充すること。住宅、公共施設への多摩産材の利用促進、中高層建築物に利用可能となったCLTへの利用など、多摩産材の普及・活用への支援を拡充強化すること。木質チップ・ペレットの生産と普及、ペレットストーブ・ボイラーの購入費への支援を実施すること。

(観光振興への支援の強化)

58、下町らしさや東京の伝統産業、多摩・島しょのゆたかな自然環境、農林漁業の地域特産品などを生かした観光振興への支援を強化すること。

## <9> どの子どものびる教育へ、教育条件を整備・拡充する

(少人数学級の拡大)

59、35人学級を、来年度から小学校は3・4年生まで、中学校は2年生まで拡大し、早期に全学年にひろげること。さらに、小中学校の30人学級を計画的に実施すること。少人数指導加配は、習熟度別指導を条件としないこと。また1学級2展開を認めること。

(特別支援教室への対応)

60、特別支援教室の実施にあたっては個別指導とともに、集団指導が実施できる体制をつくること。施設設備の整備、教材の確保に都として財政支援を行うこと。臨床発達心理士等による巡回指導を

実施すること。

(就学援助の拡充)

6 1、小中学校の就学援助が拡充できるよう区市町村に財政的支援を行うとともに、高校生むけの奨学給付金を都独自に拡大すること。

(小中高校における基礎学力向上の取組への支援)

6 2、小中高校を通じた基礎学力の定着と向上にむけ、小中学校での放課後活動を通じた学習支援に取り組む区市町村、学び直し学習や自習を支援する高校などへの支援を行うこと。

(不登校・中途退学対策の強化)

6 3、全区市町村および都立学校、特別支援学校へのスクールソーシャルワーカーの配置・活用を進めること。スクールカウンセラー配置のいっそうの拡充、および養護教諭の複数配置を進めること。ユースアドバイザーやスクールソーシャルワーカーからなる自立支援チームによる、都立学校の在校生や中途退学者に対する就学・就労等の支援を行うなど、不登校・中途退学対策を強化すること。

(区市町村立学校の耐震化の促進)

6 4、区市町村立学校の非構造部材の耐震化助成の期間を延長するとともに改築・改修、教室の増築への補助制度を創設すること。

(都立高校、特別支援学校の冷房化の促進)

6 5、都立高校・特別支援学校の特別教室、特別支援学校の体育館などを早急に冷房化すること。

(夜間定時制高校4校廃止の見直し等)

6 6、夜間定時制高校について、立川、江北、小山台、雪谷の4校の廃止は行わないこと。全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。生徒増にあわせて都立高校を新增設すること。

(教員の長時間・過密労働の改善)

6 7、教員の長時間・過密労働を改善し、教職員を増やすこと。また、期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。栄養教諭の任用を拡大すること。小中学校の学校事務のセンター化は行わないこと。

(小中高一貫校の設置計画の見直し)

6 8、教育上に効果が明らかではなく、一部のエリートを養成するための小中高一貫校の設置計画は見直すこと。

(学校図書館の充実)

6 9、都立高校の学校図書館の専任司書の定数削減を行わないこと。全定併置校には2名の配置とし、民間委託は行わないこと。小中学校の図書室に、都として専任の司書を配置すること。

(特別支援学校の教室不足解消等)

70、特別支援学校の教室不足解消のため、特別支援教育推進計画第3次計画を前倒しで進めるとともに、次期計画を早急に策定すること。学校を新增設し、知的・肢体等の合併による大規模併置校の設置はしないこと。重度重複学級を実態にあわせて増設すること。久留米特別支援学校の病弱部門は存続すること。寄宿舎は教育的理由や家庭事情による入舎を認めること。

(スクールバスの改善)

71、知的障害の高等部単独校やろう学校、八王子盲学校でも、スクールバスや最寄り駅と学校間のシャトルバスを運行すること。

(特別支援学校の教職員配置の充実)

72、特別支援学校の外部人材導入による自立活動担当教諭等の削減はしないこと。大規模併置校の養護教諭等の配置を充実させること。センター的機能を担う特別支援教育コーディネーターは専任配置すること。

(私学助成等の拡充)

73、私立学校教育の充実ならびに公私格差解消のため、私立学校経常費補助のさらなる拡充を図ること。30人学級など、少人数学級のための特別補助を実施すること。

74、私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、発達障害をふくめ、障害児が在籍している学校に補助を行うこと。

75、私立高校等に通う生徒に対する都の授業料補助を拡充し、授業料に加え入学金・施設費なども補助対象にすること。

76、私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額すること。入園料補助を新設すること。私立幼稚園教育振興事業費補助を拡充すること。

## <10> オリンピック・パラリンピックにむけた取り組みとスポーツ・文化の振興を進める

(競技施設整備費の削減)

77、新国立競技場整備への4分の1負担は行わないこと。明治公園用地の譲渡・貸与は有償とした都の決定を堅持すること。都が整備する競技場についても、海の森水上競技場やアクアティックセンターは見直すことをはじめ、整備費の削減に努めること。

(レガシー計画の見直し)

78、レガシー計画では、オリンピック憲章の精神に立脚し、都民生活、環境、障害者施策の向上などを進める目標を明確にして取り組むこと。選手村は、都営住宅、低家賃の公的住宅等として後利用すること。

(都民スポーツ振興の推進)

79、都立スポーツ施設の改築・改修、増設を進めるとともに、都民・利用者参加で運営の充実を図ること。身近な地域のスポーツ施設、スポーツ環境の整備を進めるため、区市町村への財政支援を抜本的に拡充すること。

(障害者スポーツ振興の推進)

80、障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、区市町村の施設整備や、バリアフリー化への支援を拡充するとともに、指導員の養成や専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを進めること。都立障害者スポーツセンター（総合、多摩）の改修・拡充を進めるとともに、改修中の代替施設を確保すること。更衣ボランティアの配置など、同性介助ができる体制整備を図ること。特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用できるように、体育館の床の補強やプールの温水化を進めること。

(文化振興の推進)

81、舞台芸術、表現の発表として民間のホールを文化施設として位置づけ、固定資産税の減免など支援すること。小中高校生が、本格的なオーケストラや演劇等にふれる機会をもてるよう、芸術文化鑑賞教室等の事業を実施・拡充すること。都内のオーケストラや劇団等に対し、運営費助成や、公演等の場所の提供をはじめとした支援を行うこと。ホールや劇場の改修等で、芸術文化の発表の場が不足しないよう対策を講じること。

## <11> 人権施策や消費者支援を拡充する

(人権施策の充実)

82、「人権推進指針」に憲法の人権保障の理念を明記し、貧困対策や女性差別やLGBT、性的マイノリティへの差別をなくす取り組みなどを強化すること。特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチに対する法規制を行うよう、国に働きかけるとともに、都として厳格な対応を行うこと。LGBT、性的マイノリティに対する正しい知識の普及、差別や人権侵害が起らないようにする施策を推進すること。

(男女平等の推進)

83、新しい行動計画の策定にあたっては、国連女性差別撤廃条約にもとづく実効ある男女平等施策を具体化すること。働く女性への「間接差別」等の是正・均等待遇の実現、マタニティハラスメントの根絶をはじめ子どもを産み育てながら働きつづけられる条件整備、シングルマザーへの経済的支援の拡充など女性の貧困問題の解決などの男女平等参画にむけた施策を、都として進めること。

(消費者支援の充実)

84、消費者被害から高齢者を見守るネットワークを構築し、消費生活部門と福祉部門をはじめ幅広い関係者との連携強化を図るため、消費生活総合センターを拠点として区市町村を支援するとともに、必要な体制強化を行うこと。

(豊洲新市場への強引な移転・開場の見直し)

- 85、豊洲新市場整備の開場・移転は強引に進めず、市場関係者などとの合意形成を図ること。移転・開場にともなう業者の負担費用などについては、都の責任で対応し、軽減すること。新市場開場の許可申請は、土壌汚染問題の安心、安全の判断の基準となる2年目のモニタリングとなる2016年11月に採取した地下水調査結果を待つこと。消費者、業者が安心できるように、開場後の地下水汚染調査、地下水管理について都が責任もって継続すること。

## <12> 首都直下地震、豪雨などの防災対策を抜本的に強化する

(災害の「予防対策」の強化)

- 86、災害を未然に防ぐ「予防対策」を最優先に位置づけ、住宅、都市・生活インフラの耐震化と出火防止・初期消火を抜本的に強化すること。

(木造住宅、マンション耐震化の促進)

- 87、木造住宅の耐震化を促進するために、助成対象地域を都内全域とし、助成額を抜本的に引き上げるなど大幅に拡充すること。非木造住宅についても助成の対象とすること。木造住宅密集地域の安全化対策整備は、「特定整備路線」など幹線道路や再開発優先をやめ、地域内の住宅の耐震化・難燃化のための支援を抜本的に強化すること。マンションの耐震化促進のため、相談体制強化や助成を拡充すること。

(感震ブレーカーの普及促進)

- 88、震災時の出火防止に効果がある感震ブレーカーの普及にむけ、都民への啓発の強化、購入・設置費への助成などを進めること。

(上下水道の耐震化の推進)

- 89、水道管の「耐震継手化10カ年事業」の大幅な前倒しを行い、早期に100%完成させること。また、仮設トイレの設置ができるマンホール指定を増やすため、トイレ機能確保のための下水道耐震化を促進すること。

(集中豪雨、水害、土砂災害対策の強化)

- 90、集中豪雨による水害や土砂災害への総合的対策を、23区・多摩・島しょいずれの地域においても、抜本的に強化すること。丘陵地の造成地、急傾斜地など崩壊危険箇所、がけ地の対策を強化・促進すること。国や区市町村とも連携し、広域避難計画やタイムライン（事前防災行動計画）の策定に取り組むこと。

(地下街・地下鉄の水害対策の強化)

- 91、地下街や地下鉄の水害対策を抜本的に強化すること。浸水危険箇所を特定した対策、安全な避難経路の特定、地下水、地下街に浸入しないように止水板設置や雨水を貯留する施設の整備、管理者や都民への危険性についての啓発などの対策を進めること。都民に地下災害での避難の仕方について周知徹底すること。

### < 1 3 > 原発ゼロの継続へ、創エネ・省エネを促進し環境先進都市への転換を進める

(原発再稼働の中止、放射能対策の強化)

9 2、原発再稼働の中止を、国に強く求めること。放射能から子どもを守るため、都として学校・公園など都有施設で放射線測定を行い、線量が高い箇所について必要な除染を行うこと。東京湾の海底土、河川の河床土、地表土、野菜、牛乳、大気浮遊じん、降下物等について、セシウムだけでなく、すべての放射性核種の調査・分析を行うこと。

(地球温暖化対策の強化)

9 3、CO<sub>2</sub>削減の目標を大幅に引き上げるよう、国に求めること。都として、温室効果ガス排出量取引制度における削減目標を引き上げること。電気事業者も総量削減義務とキャップアンドトレードの対象とすること。また、テナントビルを含めた中小規模事業所の省エネルギーを促進するため、無料診断とともに、普及、啓発を強化し、効率機器の導入など省エネ促進策への支援を拡充すること。

(再生可能エネルギー導入、省エネ対策の強化)

9 4、住宅用ソーラーパネル設置補助の復活をはじめ、太陽光機器やコジェネレーションシステム、蓄電池などの設置について支援を行うこと。また住宅省エネリフォームの支援を拡充すること。太陽光・熱、風力、洋上風力、波力、中・小水力、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる発電を支援し、地産地消型再生可能エネルギーの導入拡大を行うこと。

(エコカー等の普及促進)

9 5、自動車の総量規制を実施するとともに、都民、中小企業・商店等に対する電気自動車などエコカー・次世代自動車の購入費助成を拡充し、エコバイクの購入費助成を実施すること。エコカー・次世代自動車のカーシェアリング(共同利用)、レンタル事業への財政支援を拡充・強化すること。

(大気汚染対策の強化)

9 6、PM2.5を含む大気汚染物質について、航空機や船舶を含めた発生源の特定について調査を行うとともに、環境基準の達成にむけて対策を強化すること。

(緑の保全対策の強化)

9 7、都内の貴重な緑を保全するため、積極的な保全地域に指定を行うとともに、特別緑地地区の指定拡大にとりくむ市町村への支援策を大幅に拡充すること。

### < 1 4 > 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換を進める

(都営住宅の増設等)

9 8、都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やし、募集に活用すること。借り上げ公営住宅制度を活用し、UR住宅や民間賃貸住宅などを借り上げて、都営住宅として提供すること。入居収入基準、および「使用承継」の基準を元に戻し、入居対象者をひろげること。住戸の面積基準を引き上げるとともに、多様な世帯が入居できるよう3DK、4DKなどを増やすこと。エレベーター設置を促進すること。

(空き家対策の強化)

99、区市町村の「空き家活用モデル事業」を本格実施できるよう支援を拡充するとともに、福祉や文化目的での活用も推進するため、全庁的に推進すること。老朽危険空き家の取り壊しを促進する対策を実施し、老朽家屋の除却への助成や、除却後の固定資産税の軽減を実施・充実させること。

(「福祉型団地再生」の推進)

100、都営住宅、公社住宅、UR等の団地を「地域包括ケアのモデル地域」として再生させる、「福祉型団地再生」を進めること。都と自治体、まちづくりと福祉・医療の専門家、住民団体等による、「団地再生協議会」を設置すること。

(マンション対策の拡充)

101、マンションの大規模修繕利子補給制度を拡充するとともに、助成制度をつくること。管理、技術、法律など総合的なマンション相談窓口を都として設置するとともに、マンション啓発隊を体制強化して老朽化マンション訪問調査等を行うこと。「マンション白書」の定期発行、および管理組合育成支援事業を実施すること。区市町村が実施するマンション支援事業に対する財政的・技術的支援を実施すること。

(住宅リフォーム助成の実施)

102、住宅リフォーム助成を都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

(住宅局の復活等)

103、住宅施策の専管部局として、住宅局を復活させること。住宅統計調査等にもとづく都民の住宅実態を把握するため、2003年以降発行されていない東京都住宅白書を再発行すること。また、居住者支援協議会を拡充し、居住支援に取り組むNPO等をメンバーに加えること。

## < 15 > 「移動権」「交通権」の保障へ、地域交通の整備、交通バリアフリーを推進する

(地域交通政策の推進)

104、都として「地域交通基本計画」をつくり、計画的に地域交通整備を進めること。区市町村による「地域交通計画」の策定、および地域交通整備の取り組みに対し、財政的・人的支援を行うこと。地域交通政策の専門家の育成を進めること。

(自動車交通を抑制し渋滞を解消する対策の推進)

105、自動車交通を抑制して既存の道路を有効に活用するため、公共交通への乗り換え促進、都心部への乗り入れ規制などの交通需要マネジメント(TDM)、最新のインターネット技術を活用して効率的な信号制御などを行うことで渋滞解消等を図る高度道路交通システム(ITS)の導入を促進すること。

(コミュニティバスへの支援の強化)

106、都の「東京の総合的な交通政策」の主たる柱にコミュニティバスを位置づけるとともに、コミュニティバスへの支援を抜本的に拡充すること。コミュニティバスへのシルバーパスの適用が促進されるよう、運賃補償額算定方法の見直しを行うなど、都の支援を拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し、23区も補助を受けることができるようにすること。

(自転車利用の促進)

107、自転車レーン、自転車道の整備を促進し、大幅に延長するとともに、自転車推奨ルートネットワークを拡大すること。区市町村が実施する自転車シェアリングへの支援を拡充すること。区市町村や民間事業者による駐輪場等の整備を促進するため、財政支援や、都有地の無償・低額での貸し出しなどの支援を行うこと。

(交通バリアフリーの推進)

108、都内すべての駅への、可動式ホーム柵（ホームドア）設置を進めること。鉄道の駅、車両の移動・情報をはじめとしたバリアフリー化を支援し、必要なすべての場所へのエレベーター、エスカレーター設置を推進し、要望のある所は複数ルートの設置を行うこと。

## <16> 多摩格差の解消、島しょ振興を都政の重要課題に位置づけて推進する

(多摩格差の解消)

109、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。「集約型まちづくり」を口実にした拠点開発はしないこと。

(島しょ振興の強化)

110、離島の足である空路、航路の拡充を進めるとともに、貨物運賃補助の拡大を図ること。観光産業をはじめ、大島町復興計画に盛り込まれた産業振興事業推進への支援を強化すること。観光客等への宿泊助成を継続すること。

## <17> 都民施策優先の行財政運営への転換を進める

(大型開発の見直し)

111、人口減少や超高齢社会が到来しつつあるもとの、右肩上がりの経済成長を前提にした巨大事業、新規事業を抑制し、維持・更新、老朽化・耐震化対策、福祉施設等の整備に、思い切って重点を移すこと。外かく環状道路・臨港道路南北線や、首都高晴海線など不要不急の道路建設、巨大港湾施設等の建設は凍結すること。

(都債の新規発行の抑制、外貨建て都債の発行中止)

112、都債の新規発行を抑制し、借金返済の負担を軽減すること。外貨建て都債の発行はやめること。

(国家戦略特区、国際金融センター構想等の見直し)

113、多国籍企業をよびこむため、新たな巨大開発を推進し、減税などいたれりつくせりの便宜を図るアジアヘッドクォーター特区や国家戦略特区は中止すること。開発事業者への税の軽減、再開発事業の規制緩和、再開発事業組合に対する税制上の支援などは実施しないこと。外国の金融資本をよびこむ国際金融センター構想は中止すること。

## <18> 平和への取り組みを前進させる

(戦争法の廃止)

114、戦争法(安保法制)の廃止を、国に求めること。

(オスプレイの配備撤回)

115、CV22オスプレイおよび特殊作戦部隊の横田基地への配備を撤回するよう、日米政府に求めること。

(米軍基地の整理・縮小・返還の推進)

116、横田基地での米軍機の夜間訓練、低空飛行訓練、パラシュート降下訓練の中止、日米地位協定の抜本的改定を日米政府に求めること。横田基地はもちろん、赤坂プレスセンター、多摩サービス補助施設など、都内8カ所の米軍基地すべてについて、整理・縮小・返還を、強力に進めること。米軍基地に関する都民への情報提供を強化すること。

(「東京都平和の5年」の推進)

117、2020年までを「東京都平和の5年」として位置づけて、集中的な平和事業を実施すること。平和祈念館・都立の戦争資料館の設置にむけた検討を改めて行うとともに、都として、平和について知り考える場を提供し、第2次世界大戦や東京空襲、被爆の悲惨な体験と、戦争の惨禍を2度と繰り返さない決意を、次代に引き継ぎ、世界にむけて平和と核廃絶や友好の立場を発信していくこと。都が所有している東京空襲の証言ビデオや遺品、空襲ビデオ、平和の日記念行事で語られた空襲体験談などを、学校や都民に提供し、活用できるようにすること。

以上